

医療機関でスムーズに受診できるように マイナンバーの届出を!

医療機関では2021年10月より「オンライン資格確認等システム」で資格確認を行っています。

しかし、マイナンバーを会社に届出していなかったり、届出が遅れたり、番号が誤っていたりすると、医療機関で加入者確認ができない場合があり、マイナ保険証をめぐるトラブルのひとつになっています。

トラブルを未然に防ぐためにも、入社したとき、配偶者や生まれた子どもなど家族を扶養に入れるときは正しいマイナンバーをすみやかに提出ください。

ご存じですか?オンライン資格確認等システムのしくみ

入社したときや
家族を扶養に
入れるとき

マイナンバーを提出



事業主

資格取得届にマイナンバー
を記載して提出



健保組合

中間サーバー



患者が受診

オンライン資格
確認等システム

事業主の皆さまからの届出を受けて、健保組合が中間サーバーに加入者情報を登録しています。マイナンバー、氏名(漢字・カナ)、生年月日、性別、住所に誤りがあると、オンライン資格確認等システムにデータが登録できず、医療機関の窓口で資格確認できない場合があります。事業主の皆さまに、すみやかに正確な情報を提出していただくことがとても重要です。



加入者の皆さまへ健保組合からのお願い

- 事業主からマイナンバーの提出を求められた場合はすみやかにご提出ください。
- 2024年秋以降は、新規の保険証の交付が行われなくなります。マイナンバーカードを作っていない方は早めにカードを取得してください。また、保険証利用登録をされていない方は登録をお願いします。

マイナンバーカードで受診するメリット

安心

よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
※本人が同意した場合のみ
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。
※本人が同意した場合のみ
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

便利

各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。
- 高齢受給者証の持参もなくなります。